

第5章 その他の関係計画について

この計画は、「大泉町成年後見制度利用促進基本計画」及び「大泉町再犯防止推進計画」の内容を含む計画として策定しています。

1 大泉町成年後見制度利用促進基本計画

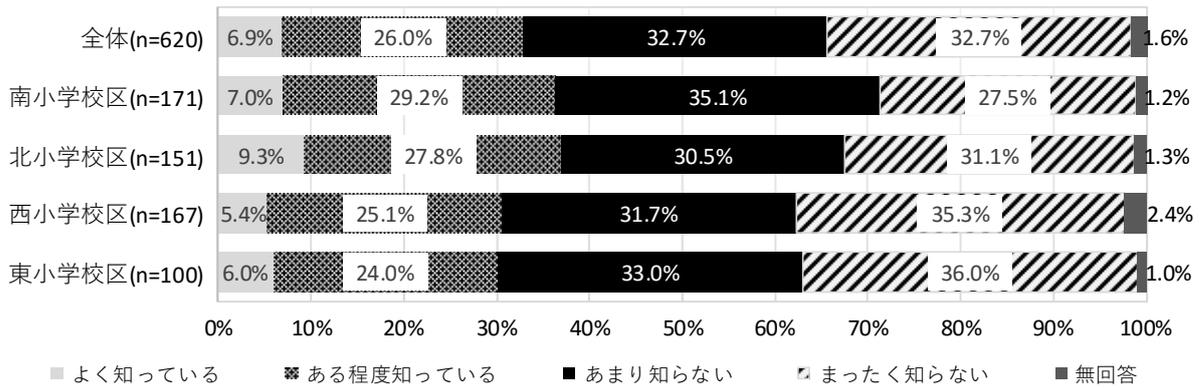
1. 成年後見制度とは

成年後見制度とは、認知症や知的障害、精神障害などによって判断能力が十分でない方の権利や財産等を、法律に基づき保護・支援をするための制度です。制度を大きく分けると、「法定後見」と「任意後見」の2つがあります。また、法定後見制度は、「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれており、判断能力の程度など本人の事情に応じた制度を利用できます。

法定後見制度では、申立てを受けた家庭裁判所の審判によって選ばれた成年後見人等（家族、法律関係専門職等）が本人の利益を考えながら、現金・預貯金・不動産等の管理、不利益となる法律行為を取り消したりすること（財産管理）や、医療や介護に関する手続きや契約等、本人の法律行為を代行すること（身上監護）を行い、本人を保護・支援します。

成年後見制度の類型		
区分	対象となる人	援助する人
後見	判断能力が常にかけている状態の方	成年後見人
保佐	判断能力が著しく不十分な方	保佐人
補助	判断能力が不十分な方	補助人
任意後見	本人の判断が不十分になったときに、本人があらかじめ結んでおいた任意後見契約に従って、任意後見人が本人を援助する制度です。家庭裁判所が任意後見監督人を選任した時から、その契約の効力が生じます。	
成年後見人の主な業務		
財産管理		身上監護
<ul style="list-style-type: none"> 現金・預金・不動産の管理 収入、支出の管理 有価証券等の金融商品管理 税務処理（確定申告など） ※本人の居住用不動産の処分には家庭裁判所の許可が必要		<ul style="list-style-type: none"> 医療に関する契約 施設等への入所契約 介護・障害福祉サービス契約 生活、看護に関する契約 ※直接的な身体介護といった介護行為は身上監護には含まない

【町民アンケート】成年後見制度の認知度



○小学校区別にみると、南小学校区・北小学校区で「よく知っている」「ある程度知っている」の割合が、他の小学校区に比べてやや高くなっています。

利用者数

年度	令和元年	令和2年	令和3年
成年後見人利用者数	17人	21人	27人
保佐人利用者数	4人	5人	5人
補助人利用者数	0人	0人	0人

町民アンケートでは、成年後見制度の認知度について、「あまり知らない」「まったく知らない」を合わせた割合が65.4%で、「よく知っている」「ある程度知っている」を合わせた割合を上回っており、制度のより一層の周知及び利用促進が求められています。

● 評価指標と目標 ●

評価指標	実績値 2017(平成 29)年度	前回計画 目標値 2022(平成 4)年度	実績値 2022(令和 4)年度	⇒	目標値 2027(令和 9)年度
成年後見制度を「よく知っている」、「ある程度知っている」と回答した町民の割合	26.9%	30.0%	32.9%	⇒	40.0%

2. 計画策定の目的

平成28年度に成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、国では、第一期成年後見制度利用促進基本計画（平成29年度～令和3年度）を策定し、利用促進に向けた取り組みを行ってきました。また、第一期計画を検証し、課題等を反映した第二期成年後見制度利用

促進基本計画（令和4年度～令和8年度）に基づき、取り組みを進めております。

本町においても、高齢化の進行にともない認知症高齢者の増加や一人暮らし高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用者の増加が考えられることから、高齢者も障害者も住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう体系上の関連計画である、大泉町地域福祉計画・大泉町地域福祉活動計画と一体的に計画するものです。

なお、自らの意思と判断に基づき適切なサービスを利用できるよう、「権利擁護の推進」については、P62に記載しています。

3. 計画の位置付け

本計画は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条第1項に示された「市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」として位置付けます。

4. 今後の取り組み

町民・地域ではこんなことに取り組みましょう

- 成年後見制度に関する理解を深めましょう。（再掲）
- 成年後見制度についての知識を身に付け、必要に応じて活用するように心がけましょう。（再掲）

社会福祉協議会で取り組むこと

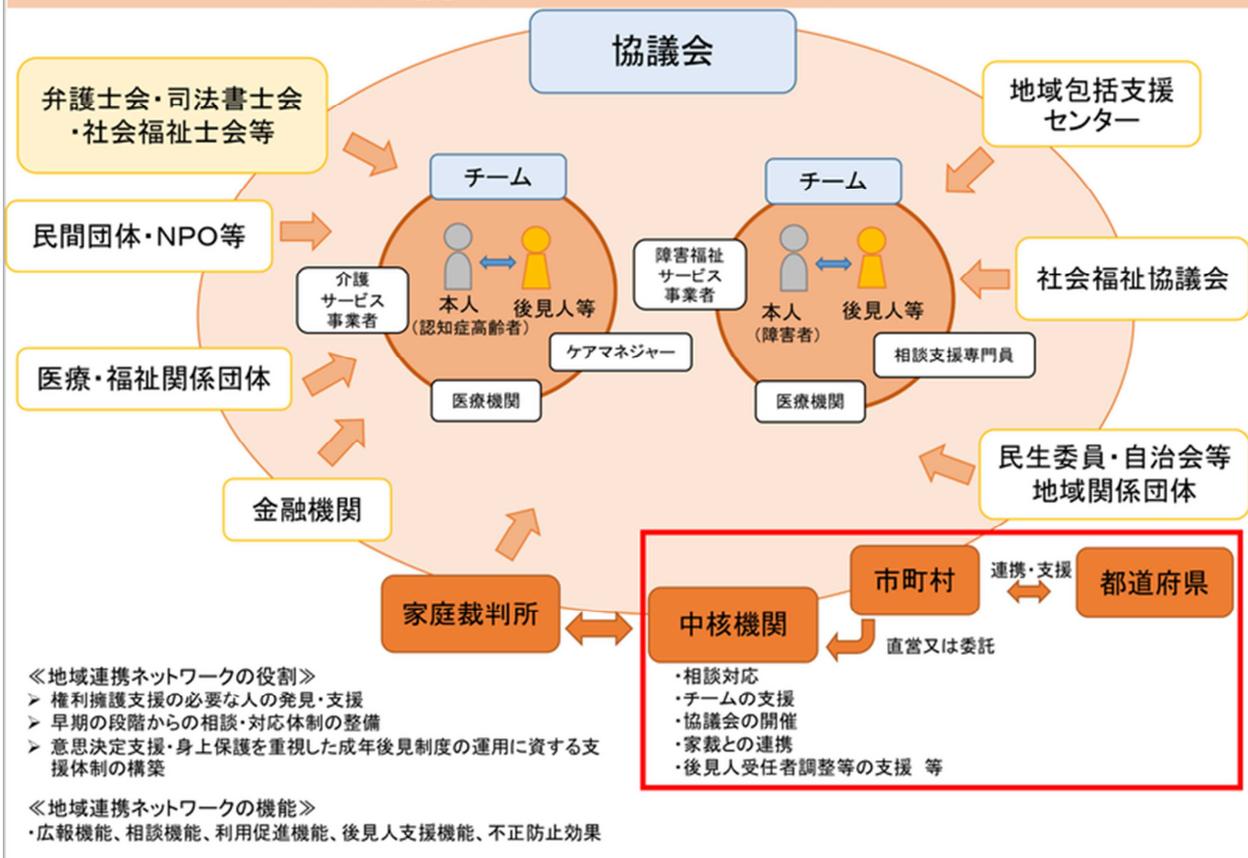
- 成年後見制度の利用促進に向け、行政と連携して取り組みます。
- 法人後見事業の調査・研究を行い、実施に向けた取り組みを進めます。（再掲）

行政で取り組むこと

- 成年後見制度の利用促進のため、広報等での情報提供により周知に努めます。
- 成年後見制度の利用について身近な地域で相談できるよう、相談・対応体制を整備します。
- 家庭裁判所と地域の関係者の連携を図れるよう取り組み、成年後見制度の適切な利用の促進を図ります。
- 本人を後見人等とともに支える「チーム」による対応に努めます。
- 必要な時に成年後見制度を利用できるよう、地域連携ネットワーク*の構築に努めます。

***地域連携ネットワーク**：「権利擁護の必要な人の発見・支援」「早期の段階からの相談・対応体制の整備」「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する体制の構築」の3つの役割を念頭に必要な支援を実施する。

地域連携ネットワークのイメージ



※厚生労働省「成年後見制度利用促進基本計画のポイント」から引用

■成年後見制度の利用の促進に関する法律（抄）

第12条 政府は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画（以下「成年後見制度利用促進基本計画」という。）を定めなければならない。

2 成年後見制度利用促進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 成年後見制度の利用の促進に関する目標

二 成年後見制度の利用の促進に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

三 前二号に掲げるもののほか、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、成年後見制度利用促進基本計画を変更しようとするときは、成年後見制度利用促進基本計画の変更の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、変更後の成年後見制度利用促進基本計画をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

（市町村の講ずる措置）

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

2 大泉町再犯防止推進基本計画

1. 計画策定の目的

全国の刑法犯の検挙件数は、2004（平成16）年以降減少する一方、検挙者に占める再犯者の割合（再犯者率）は年々増加しており、犯罪を減らすためには再犯を防止することが重要であると認識されました。

そのため国では、再犯の防止等を推進に関する法律（2016（平成28）年法律第104号）を施行し、地域の状況に応じた施策を講じることが明記されました。2017（平成29）年に国の「再犯防止推進計画」が策定され、2019（平成31）年には群馬県が「群馬県再犯防止推進計画」を策定しました。

国の再犯防止推進計画では、誰一人取り残さない社会の実現に向けた基本計画と重点分野を示しており、群馬県の再犯防止推進計画においても、本県の実情に応じた施策の実施・検討について示しています。

本町においても、町の実情に応じた再犯防止に関する取り組みを推進し、犯罪や非行をした人たちが、社会において孤立することなく、必要な福祉サービスを受けることができ、円滑に社会復帰ができるよう支援することにより、町民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らしていけるよう体系上の関連計画である、大泉町地域福祉計画・大泉町地域活動計画と一体的に計画するものです。

なお、誰もが地域で安全・安心して暮らせるための取り組みとして「地域で取り組む防犯体制づくり」について、P78に記載しています。

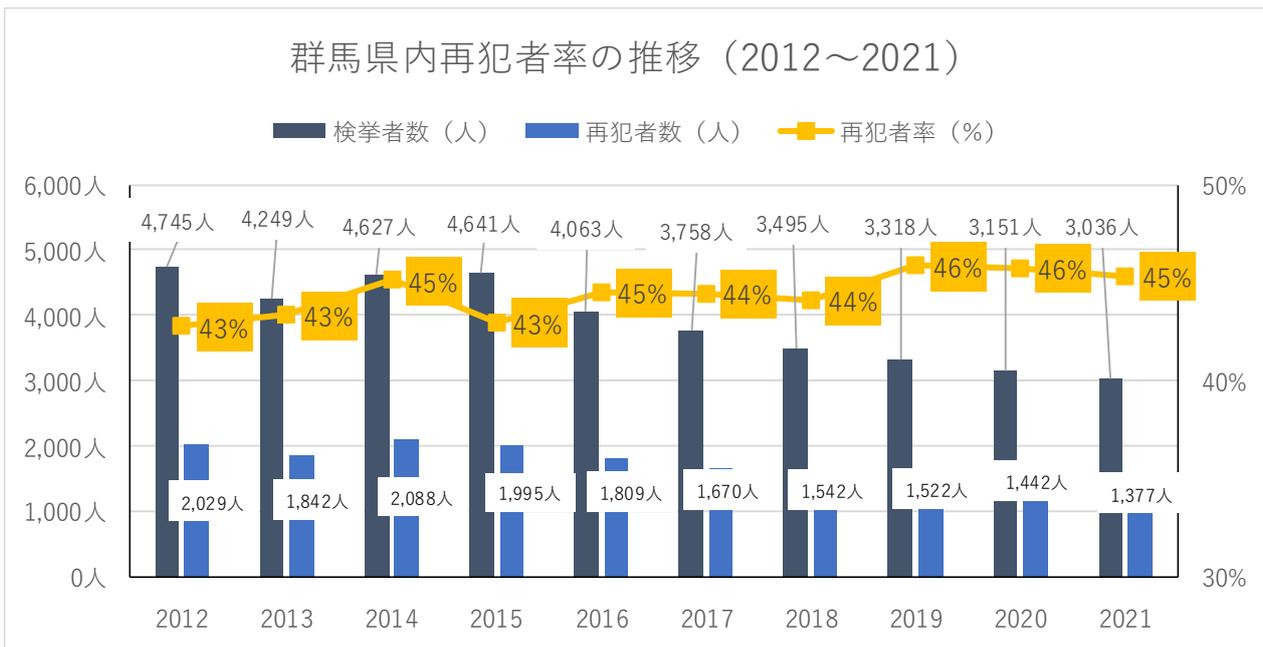
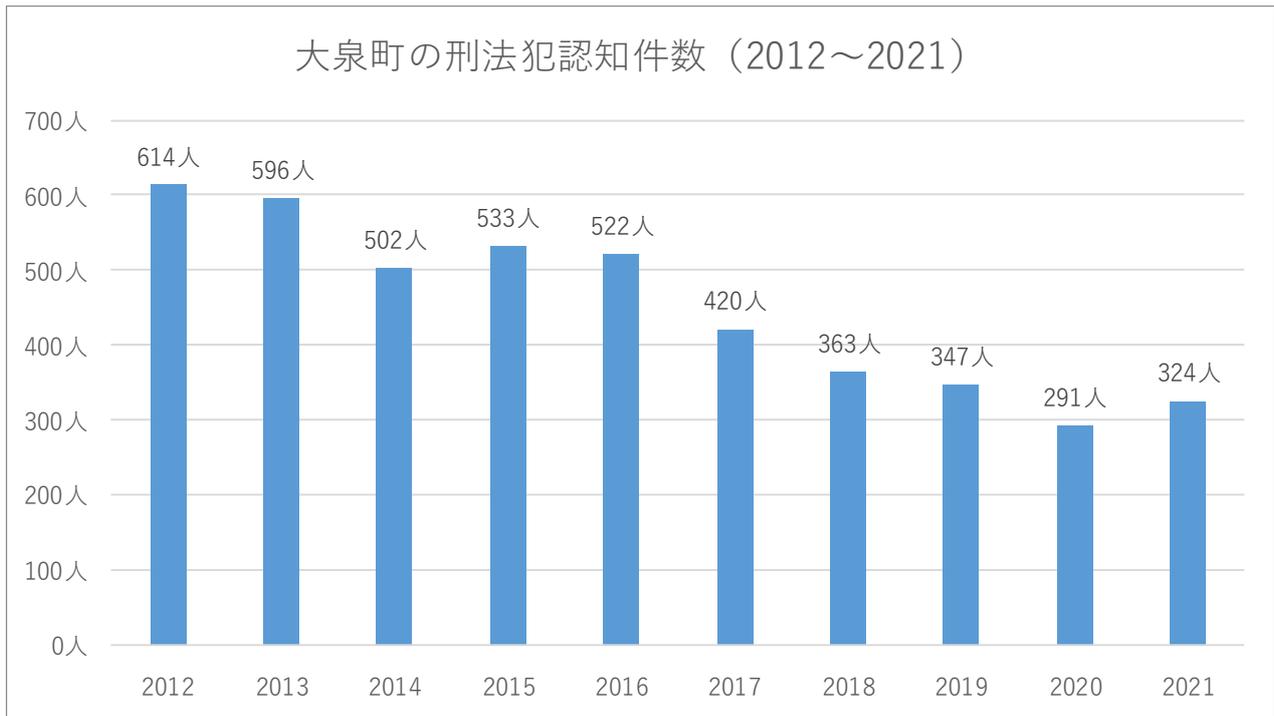
2. 計画の位置付け

本計画は、「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項に示された「市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に資する計画」として位置付けます。

3. 再犯防止等に関わる現状等

大泉町の刑法犯の認知件数は、2012（平成24）年を以降、減少し2020（令和2）年は291件（前年比-56件）と、最少となりました。

一方で、群馬県刑法犯検挙者数に占める再犯者数の割合（再犯者率）は、常に40%を越えています。



※群馬県再犯防止推進計画（概要版）から引用

4. 犯罪や非行をした人達の置かれた状況

犯罪や非行をした人たちの中には、貧困、疾病、障害、アルコールや薬物への依存等のために、仕事や住まいが確保できない等、地域社会において生活することが困難な状況にある人も多く、そのため再び罪を犯してしまうという悪循環を繰り返している人が少なくありません。

● 評価指標と目標 ●

評価指標	実績値 2017（平成 29）年度	前回計画 目標値 2022（令和 4）年度	実績値 2022（平成 4）年度	⇒	目標値 2027（令和 9）年度
再犯防止推進計画の周知・啓発回数	-	-	-	⇒	5回

5. 今後の取り組み

町民・地域ではこんなことに取り組みましょう

- 地域で立ち直ろうとする人の存在を受け入れ、見守りましょう。（再掲）
- 社会を明るくする運動に参加しましょう。（再掲）
- 保護司会、更生保護女性会の活動に協力しましょう。（再掲）

社会福祉協議会で取り組むこと

- 再犯防止の推進に向け、行政と連携して取り組みます。
- 保護司会、更生保護女性会の活動を支援します。（再掲）

行政で取り組むこと

- 群馬県再犯防止推進計画と連携して再犯防止の推進を図ります。
- 社会を明るくする運動*などを通じて、再犯防止等に関する周知・啓発に努めます。
- 館林邑楽更生保護サポートセンターと連携して更生保護活動を支援します。
- 保護司会との情報共有や連携を強化します。
- 更生保護女性会、社会福祉協議会等との連携強化に努めます。
- 保護司会や更生保護女性会、民生委員児童委員等との連携を強化し、地域ぐるみで児童生徒の非行の未然防止に取り組みます。

***社会を明るくする運動**：すべての国民が、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くための全国的な運動。

■再犯の防止等の推進に関する法律（抄）

（再犯防止推進計画）

第7条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならない。

2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
- 二 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に係る事項
- 三 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
- 四 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項
- 五 その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項

3 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。

5 法務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、再犯防止推進計画を公表しなければならない。

6 政府は、少なくとも五年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

7 第三項から第五項までの規定は、再犯防止推進計画の変更について準用する。

（地方再犯防止推進計画）

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。